

- 2 訴訟費用は被告らの負担とする。
- 3 この判決は、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

主文同旨

第2 事案の概要

本件は、原告が、被告ネクストライフ株式会社（以下「被告会社」という。）の従業員であった被告北村■■■■（以下「被告北村」という。）、被告南■■■■（以下「被告南」という。）及び被告白井■■■■（以下「被告白井」という。）から、CO₂排出権を対象とする私的差金決済取引について、虚偽の事実を申し向けられる一方で、リスクの説明を受けることなく、違法な勧誘をされ、被告会社との間で上記取引を開始し、被告会社に対し保証金名目で合計1060万円を交付したなどと主張して、被告北村、被告南及び被告白井に対し、共同不法行為に基づき、被告会社に対し、使用者責任又は不法行為に基づき、被告会社の代表取締役である被告國村■■■■（以下「被告國村」という。）に対し、会社法429条1項に基づき、連帯して、損害賠償として原告が被告会社に交付した金員相当額1060万円と弁護士費用相当額100万円の合計1160万円及びこれに対する各訴状送達の日翌日（被告会社及び被告國村については平成26年5月15日、被告北村については同年4月18日、被告南については同月22日、被告白井については同月21日）から各支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

1 前提となる事実（証拠等を掲げたもののほかは当事者間に争いがない。）

(1)ア 原告は、昭和3年■■■■生まれの男性である。

イ 被告会社は、人材紹介業等を目的とする株式会社であり、金融商品の取引等に関する登録を受けてはいない。

被告國村は、被告会社の代表取締役であり、被告北村、被告南及び被告

白井（以下、この3名を「被告北村ら」という。）は、被告会社の従業員であった者である。

(2) 原告は、平成25年4月9日、被告北村が原告の自宅に持参した「口座開設申込書兼約諾書」（甲9、乙1）に署名押印し、被告会社との間で、CO₂排出権の売買をして差金決済を行うという内容の取引（以下「本件取引」という。）を行う旨の契約を締結した。

(3) 原告は、平成25年4月25日、被告白井に対し、本件取引に基づく保証金名目で300万円を交付した。

また、原告は、被告北村らに対し、本件取引に基づく保証金名目で、同月30日、同年5月22日及び同年6月14日に100万円ずつ、同月27日に400万円、同年9月13日に60万円をそれぞれ支払った。

(4) 被告会社は、平成25年6月3日から同年8月30日までの間、原告に対し、本件取引の配当金として、4回に分けて合計17万6370円を支払った（甲19の2、20）。

(5) 原告は、平成25年12月24日、被告会社との間で、次の内容の合意（以下「本件合意」という。）をした（甲17、乙21）。

ア 原告及び被告会社は、本件取引において107.0万5638円の損金が発生したことを確認する。

イ 被告会社は、原告に対し、和解金として800万円の支払義務があることを認める。

ウ 被告会社は、原告に対し、上記イの800万円を、平成26年1月末日に300万円、同年2月末日から毎月末日に100万円ずつ5回払の分割にて支払うものとする。

エ 原告及び被告会社は、上記ウの支払の履行がされた後は、その余の請求権を放棄し、原告及び被告会社の両者間に何らの債権債務は存在しないことを確認する。

- オ 本件合意に係る合意書の作成後においては、原告及び被告会社の双方とも本件につき請求・提訴・異議の申立て等は一切しないことを確認する。
- (6) 原告は、平成26年5月14日、被告会社に対し、本件訴状の送達をもって、上記(5)ウの平成26年1月末日限り300万円の支払がされないことを理由に、本件合意を解除する旨の意思表示をした。

2 争点及び争点に関する当事者の主張

- (1) 被告らの不法行為責任又は会社法429条1項に基づく損害賠償責任の成否（争点(1)）

（原告の主張）

ア 本件取引は、被告会社との間で差金決済をする相対取引であって、被告会社が差金決済の指標であるCO₂排出権価格及びユーロ円為替レートを一方的かつ恣意的に決定することができる仕組みとなっているから、原告において上記差金決済指標を予見することができない。したがって、本件取引は賭博であり、公序良俗に反する違法な取引である。

被告北村らは、原告に対し、本件取引の勧誘に際し、確実に配当を受け取ることができるかのように説明し、明らかに虚偽の事実を申し向けるとともに、断定的判断の提供を行い、その一方で、本件取引の構造上の具体的なリスクにつき説明をせず、原告に本件取引を勧誘しているから、被告北村らの勧誘行為は違法である。

原告は昭和3年生まれの高齢者であり、若干の投資信託や株式投資の経験があったものの、相対取引の意味や、本件取引の難解な仕組みやリスクの高さを理解することができる知識経験がなかったことからすれば、原告に対し、本件取引を勧誘し、取引を開始させ、継続させることは、適合性原則に著しく違反する。

イ 被告北村らは、いずれも被告会社の従業員として、相互に共謀し、本件取引の企画及び勧誘並びに本件取引によって得た収益の分配を行っていた

のであるから、原告に対し、共同不法行為責任を負う。

ウ 被告会社は、被告北村らの使用者であるから、原告に対し、使用者責任を負う。また、本件取引における違法行為は、被告会社の営業方針・営業姿勢に由来する構造的現象ともいうべきものであるから、被告会社自身も、原告に対し、不法行為責任を負う。

エ 被告國村は、被告会社の代表取締役として、被告会社の営業が適正なものとなるように業務執行を行うべき注意義務を負っていたにもかかわらず、これを怠り、被告会社が違法な本件取引を行っていたことを認識しながら又は容易に認識し得たのに重大な過失によりこれを看過したのであるから、原告に対し、会社法429条1項に基づく損害賠償責任を負う。

(被告らの主張)

ア 原告の主張は否認し、争う。被告らは、原告に対し、本件取引に関して何ら法的な責任を負うものではない。

イ 被告会社の従業員らは、原告に対し、本件取引を勧誘するに際して、本件取引の仕組み及びリスクを十分に説明しており、必ず配当利益をもらえる、配当が割り増しになるといった断定的判断の提供及び勧誘等をしたことなどなく、原告が誤信したこともなかった。

ウ 原告は、本件取引開始当時、既に投資又は投機の経験を有しており、本件取引の仕組み及びリスクを十分に理解した上で、自らの意思に基づき、被告会社との間で本件取引を開始すると判断したのであるから、適合性原則違反はない。

(2) 損害額 (争点(2))

(原告の主張)

ア 未返還交付金員相当額 1060万円

原告が被告会社に対し本件取引の保証金名目で交付した合計1060万円が損害となる。

なお、被告会社は、原告に対し、本件取引の配当金として合計17万6370円を支払ったが、これは、被告会社において詐欺の手段として、本件取引の仕組み上生じ得ない配当金の名目で支払われたものであるから、損益相殺等の対象とすることは民法708条の趣旨に反する。

イ 弁護士費用相当額 100万円

弁護士費用のうち、上記アの未返還交付金員相当額の約1割に当たる100万円が被告らの不法行為等と相当因果関係のある損害である。

(被告らの主張)

原告の主張アのうち、原告が本件取引に基づく保証金として1060万円を支払ったことは認めるが、その余は否認し、争う。

原告の主張イは不知。

(3) 本件合意の効力の有無 (争点(3))

(原告の主張)

被告会社は、原告に対し、本件合意に基づく和解金を約定の期限に支払わなかったから、原告は、訴状をもって、被告会社の和解金支払債務の債務不履行を理由に本件合意を解除する。

また、原告は、本件取引によって損が出たと虚偽の事実を突如告げられ、その旨誤信し、動揺している状況下で、強引に本件合意に係る合意書に署名押印させられたのであり、しかも原告は当時85歳と高齢で、本件取引の難解な仕組みやリスクの高さを理解することができる知識経験がなかったことからすると、被告らが原告に対し損害賠償責任を負うことについて錯誤があり、また、本件合意自体が公序良俗に反するから、本件合意は無効である。

(被告会社の主張)

原告の主張は否認し、争う。

被告会社は、原告に対し、本件取引について実質投資金以上のマイナスが発生していたため決済せざるを得ないことを説明し、理解してもらった上で

本件合意に係る合意書に署名押印してもらっているため、原告の本件合意に係る意思表示に錯誤はないし、本件合意自体も公序良俗に反しない。

第3 当裁判所の判断

1 前記前提となる事実、後掲の証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実を認めることができる。

- (1) 原告は、本件取引を開始した時点では84歳であり、その当時の投資経験としては、約30年前に株式を約500万円購入したと、平成23年頃に投資信託を約2000万円購入したことがあるのみであった(甲9, 20)。
- (2) 本件取引は、顧客が、被告会社に対し、取引単位を500メータートン、1000メータートン、2000メータートン又は4000メータートンとして、CO₂排出権(呼び値はユーロ建て1メトリックトン)1枚当たり30万円の取引保証金及び1枚当たり3万1500円の手数料を支払い、これにより、CO₂排出権を売買したのと同様のポジション(地位)を取得し、任意の時点で当該地位と反対の取引(差金決済)を被告会社との間で行うという相対取引であり、それによって生じる売買差金について顧客と被告会社との間で授受を行うというものである。

本件取引における差金決済に用いられる約定金額は、ECX(欧州気候取引所)及びカバー取引(被告会社が顧客との間で行う店頭取引の価格変動によるリスク減少を目的として、被告会社が他の取引業者その他の者を行う取引のこと)の取引先における取引レートを基準に被告会社が指定したレート(約定値段)に、取引単位の数値を乗じて算出される。

本件取引における差金決済によって生じた売買差損益金は、決算当日の為替レート(当該約定日の日本時間午前10時頃に発表される特定の金融機関の外国為替相場でTTB(対顧客電信買い相場)とTTS(対顧客電信売り相場)を参考にしたもの)でユーロから円に換算した後、顧客が被告会社に預託した保証金に加減される。

なお、未決済差損失額（未決済建玉に係る約定金額と時価レートの差額として算出される差損金額）が、本件取引を行うに際し必要となる保証金の額（上記の30万円に取引の対象となるCO₂排出権の枚数を乗じて算出される金額）の50パーセントを超える場合には、顧客は、被告会社に対し、建玉保証金額の50パーセントに相当する追加保証金を差し入れる必要がある（以下「追加保証金制度」という。）。また、有効保証金額（保証金額に売買差損益金額を加減して算出される金額）が必要保証金額の30パーセントを下回った場合、一部又は全てのポジションが自動的に決済されることとなり、これによって生じた損失は顧客に帰属することとなる（以下「ロスカットルール」という。）。（甲6、10、11、乙2、3、弁論の全趣旨）

(3) 原告は、平成25年4月初旬頃、被告会社から、本件取引を勧誘する内容の「ご挨拶」と題する書面（甲4）、配当早見表（甲5）、本件取引の約款・ガイド（甲6）及び被告会社の振込先口座が記載された書面（甲7）を受領した。上記配当早見表には、保証金額が30万円、150万円、300万円の各場合の配当金額が記載され、300万円の場合、配当金として1か月で1万5000円、6か月で9万円、1年で18万円、2年で36万円、3年で54万円の各金額が記載されていた（甲5）。

(4) 原告は、平成25年4月9日、本件取引を勧誘するために原告の自宅を訪れた被告北村から、「キャンペーンの御案内」と題する書面（甲8）を示され、同月中に取引を開始すれば、配当率が通常5パーセントであるところを6パーセントとなる旨を示され、配当が割り増しになる旨の説明を受けた。原告は、本件取引により燃料らしきものの値段が確実に上がり、配当がもらえる取引であると信じ、本件取引の内容を十分に理解することなく、被告北村から、被告会社が作成した「口座開設申込書兼約諾書」（甲9、乙1）、「口座開設 リスク説明書」と題する書面（甲10、乙2。以下「本件説明書」という。）及び「『特定商取引に関する法律』に基づく交付書面」と題

する書面（甲11, 乙3）を交付され、これらに署名押印した。なお、上記各書面及び本件取引の約款・ガイド（甲6）には、本件取引の仕組みや追加保証金制度及びロスカットルールについての説明とともに、本件取引においては元本及び利益が保証されるものではない旨の説明が記載されているところ、原告は、本件説明書の、上記各内容を理解したかという質問に対する回答欄の「はい」という記載に、自ら丸を付けた。（甲20, 弁論の全趣旨）

(5) 原告は、平成25年4月25日、被告白井に対し、本件取引に基づき、保証金名目で300万円を交付し、同日付けでCO₂排出権を購入したのを皮切りに、被告北村らから繰り返し勧誘され、前記前提となる事実(3)のとおり、次々と保証金名目で金員を交付し、同年12月24日まで被告会社との間でCO₂排出権の売買を繰り返したものとされ、同日における原告の余剰資金はマイナス10万5638円となり、合計で1070万5638円の損金が生じたこととなった。原告は、同日、被告会社との間で本件合意を締結し、本件取引を終了させた。（甲12ないし15, 17, 乙4ないし14, 21）

(6) 被告会社は、原告に対し、現在に至るまで本件合意に基づく和解金を一切支払っていない（弁論の全趣旨）。

2 争点(1) (被告らの不法行為責任又は会社法429条1項に基づく損害賠償責任の成否) について

(1) 前記認定事実によれば、本件取引は、CO₂排出権1枚当たり30万円の取引保証金及び1枚当たり3万1500円の手数料を支払い、これにより、CO₂排出権を売買したのと同様のポジション（地位）を取得し、任意の時点で当該地位と反対の取引（差金決済）を被告会社との間で行い、それによって生じる売買差金の授受を行うという相対取引であり、売買差金の算定の基礎となるCO₂排出権の約定値段は、ECX及びカバー取引先における取引レートを参考にして被告会社によって任意に指定されて算出されるものであることが認められる。本件取引においては、顧客は、上記カバー取引先の

情報や取引レートを知ることができない上、およそ、顧客に対し、保証金額に応じて、一定額及び一定利率の配当金が交付されるものでもない(甲6)。むしろ、差金決済時の約定値段によっては、預託した保証金以上の損失を被るおそれのある取引であって、追加保証金制度やロスカットルールといった、顧客の損失が拡大したり、預託した保証金の額が大きく減少したりした場合に、顧客に対して更なる経済的負担を課す制度が設けられており、顧客にとって極めて大きな危険を伴う取引であったといえる。

本件取引がこのような仕組み等であるにもかかわらず、被告北村らは、原告に対し、あたかも保証金額に応じて一定額及び一定利率の配当金が交付されるかのような虚偽の説明をするとともに、配当金に関する虚偽の資料を交付して原告を欺罔し、その旨誤信させる一方で、本件取引における原告と被告会社との利益相反関係や預託した保証金以上に損失を被る危険性について、適切かつ十分な説明をすることなく、原告をして、保証金の名目で金員を交付させたものというべきである。加えて、本件取引においては配当金が交付されるものではなく、原告と被告会社との間において何ら差金決済がされていなかったのに、原告に対し、数回にわたり、取引経過に符合しない金員が支払われていた上、同金員については、被告会社作成の各取引報告書(甲12ないし15、乙4ないし8)及び各残高照合通知書(乙9ないし14)には何ら記載されていないこと、本訴において、被告が本件取引の具体的な経緯等について十分な主張立証をしていないことなどからすれば、そもそも本件取引の実体が存在したかどうかとも疑わしいといわざるを得ない。

この点、前記認定事実のとおり、本件取引の約款・ガイド(甲6)、本件説明書(甲10、乙2)、「『特定商取引に関する法律』に基づく交付書面」と題する書面(甲11、乙3)には、本件取引の仕組み、元本及び利益が保証されるものではないこと、追加保証金制度及びロスカットルールなどが記載され、原告自ら、これらの内容を理解した旨の回答欄に丸を付けたり、署

名押印をしたりしているものの、上記のとおり、本件取引の仕組み等が難解なものであり、被告北村らによって、当時84歳と高齢で、株式と投資信託を1回ずつ購入した経験を有するにすぎなかった原告に対し、その内容を理解するのに適切かつ十分な説明がされたとは認められないから、上記回答欄の記載や署名押印をもって、原告が本件取引の仕組み等を十分に理解していたものとは認められない。

これらによると、被告北村らによる本件取引への勧誘行為には、虚偽の事実を申し向けるとともに、本件取引の仕組み及び損失発生危険性について適切かつ十分な説明がなされていないから、本件取引が賭博に該当するかどうかにかかわらず、違法であったというべきである。そして、被告北村らは、被告会社の従業員として、本件取引への勧誘及び金員の受領等の役割分担の下、組織的に違法な勧誘を行い、原告をして、被告会社に対し保証金名目で金員を交付させていたことは明らかであるから、いずれも、原告に対し、不法行為責任を負うものと認められる。

(2) 被告会社は、被告北村らの使用者であり、同人らの上記不法行為は被告会社の事業の執行について行われたものであるから、原告に対し、使用者責任を負うものと認められる。また、被告会社は、人材紹介業等を目的とする株式会社でありながら、従業員をして、組織的に、実体の疑わしいCO₂排出権取引を違法に勧誘し、保証金名目で金員を受領していたことからすると、被告会社の事業として違法な勧誘が行われていたものといえ、原告に対し、不法行為責任を負うと認められる。

(3) 被告國村は、被告会社の代表取締役として、適法な業務執行を行うべきであったのに、これを怠り、被告会社の従業員である被告北村らにより、原告に対し、組織的に、実体の疑わしいCO₂排出権取引への違法な勧誘が行われたものであり、その業務執行につき悪意又は少なくとも重大な過失があったと認められるから、原告に対し、会社法429条1項に基づく損害賠償責

任を負うものと認められる。

3 争点(2) (損害額) について

(1) 未返還交付金員相当額について

原告は、被告会社に対し、本件取引の保証金として合計1060万円を交付し、その全額が返還されていないから、被告らの不法行為又は任務懈怠によって1060万円の損害を被ったものと認めるのが相当である。

なお、被告会社は、原告に対し、本件取引に関して合計17万6370円を支払ったことが認められるが、そもそも本件取引の内容からして配当金が生じる仕組みとはなっておらず、かつ、原告の取引経過をみても、差金決済により同額の利益が生じたものとも認められないから、被告会社が本件取引によりあたかも配当金を得たかのように装ったものであって、上記配当金の交付は、専ら、原告をして本件取引を継続させ、被告らの違法行為の発覚を防ぐための手段にほかならない。そうすると、上記金員の交付によって原告が得た利益は、不法原因給付によって生じたものというべきであり、本件損害賠償請求において、損益相殺ないし損益相殺的な調整の対象として本件損害額から上記金員の額を控除することは、民法708条の趣旨に反し認められない。

(2) 弁護士費用

本件事案の概要、本件取引による損害額等本件に現れた一切の事情を考慮すると、被告らの不法行為又は任務懈怠と相当因果関係のある弁護士費用は100万円と認めるのが相当である。

(3) 小括

よって、被告らの不法行為又は任務懈怠と相当因果関係のある損害額は1160万円と認められる。

4 争点(3) (本件合意の効力の有無) について

前記前提となる事実及び前記認定事実によれば、原告と被告会社との間で、

被告会社が、本件合意に基づき、原告に対する合計800万円の和解金の支払を完了したときに、原告が被告会社に対するその余の請求権を放棄し、両者間の債権債務が清算されることが合意されたものであるところ、被告会社は、本件合意に基づく和解金債務の履行を一切していないのであるから、本件合意によって、被告会社の原告に対する本件取引に係る損害賠償債務が消滅したものと認めることはできない。

そうすると、本件合意の効力の有無にかかわらず、被告会社は、原告に対する損害賠償責任を免れることはできないというべきである。

5 結論

よって、原告の請求はいずれも理由があるからこれらを認容することとし、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第25部

裁判長裁判官 岡 崎 克 彦

裁判官 有 田 浩 規

裁判官 高 木 俊 明

これは正本である。

平成 26 年 10 月 21 日

東京地方裁判所民事第 25 部

裁判所書記官 和田 邦

